

証券総合取引約款 新旧対照表

(変更日 2023年7月3日)

変更後	変更前
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第9条 この約款による取引は、<u>第11条</u>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第11条</u>第2項各号の一にでも該当する場合には、当社は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><u>(取引の停止)</u></p> <p><u>第10条</u> 当社がお客さまへ送付した郵便物等が返戻された場合、お客さまが氏名もしくは住所等を偽っている疑いがある場合または第三者がお客さまになりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客さまに本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客さまが本人であることを再確認することがあります。</p> <p>2 お客さまが第1項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社はお客さまに通知することなく、お客さまの取引またはサービスの提供を全部または一部を停止または制限することがあります。</p> <p>3 お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令、または経済制裁関係法令等への抵触の恐れが解消されたと当社が認める場合、当社は取引またはサービスの提供を再開または当該制限を解除するものとします。</p> <p>(証券総合取引の解約)</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>第9条 この約款による取引は、<u>第10条</u>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第10条</u>第2項各号の一にでも該当する場合には、当社は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(証券総合取引の解約)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p>(免責事項)</p> <p><u>第11条</u> 省略</p>

変更後	変更前
<p>(連絡事項) <u>第 13 条</u> 省略</p> <p>(合意管轄) <u>第 14 条</u> 省略</p> <p>(約款の変更) <u>第 15 条</u> 省略</p>	<p>(連絡事項) <u>第 12 条</u> 省略</p> <p>(合意管轄) <u>第 13 条</u> 省略</p> <p>(約款の変更) <u>第 14 条</u> 省略</p>

以上